

長野市優良工事表彰実施要領

(目的)

第1 この要領は、市が発注した建設工事から、優秀な成績で完了した工事（以下「優良工事」という。）及び履行した現場代理人等（主任技術者、監理技術者及び専門技術者を含む。以下「現場代理人」という。）を表彰し、もって工事施工の適正化及び施工技術の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「建設工事」及び「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定める建設工事及び建設業者をいう。

2 「現場代理人」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2および契約約款第10条に規定している現場代理人をいう。

(表彰)

第3 市長は、優良工事を毎年度表彰するものとする。

(表彰の対象となる建設工事)

第4 この要領による表彰（以下「表彰」という。）の対象となる建設工事は、表彰年度の前年度に完成した工事のうち、次の各号に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 請負金額が130万円を超える工事であること
- (2) 工事成績評定点が81点以上の工事であること
- (3) 前2号に該当する工事を施工した建設業者の、当該年度における工事成績評定の平均点が全工事の成績評定点の平均点（当該平均点が71点未満の場合は評定点ランク良の71点）以上であること

(失格事項)

第5 表彰対象工事の請負業者及び現場代理人が、完成年度当初から表彰日までの間に、次の各号の一に該当するものは対象としない。

- (1) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けたもの
- (2) 長野市請負工事成績評定要領（平成17年4月1日制定）に定める工事成績で「やや不良」「不良」の評定を受けたもの
- (3) 現場代理人が、道路交通法等の法令の規定に基づく処分を受け、又は受けることが明らかである場合
- (4) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

(表彰審査資料の提出)

第6 工事担当の所属長は、第4の規定により、表彰の対象となる建設工事について、推薦する工事を吟味したうえで、優良工事推薦内申書（様式第1号）を作成し、会計局長に提出するものとする。

2 前項の規定により優良工事推薦内申書の提出を受けた会計局長は、当該内申書に基づき、優良工事推薦総括表（別表1）を作成し、優良工事推薦内申書を添えて長野市請負工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出するものとする。

(審査選定及び結果報告)

第7 審査委員会は、第6第2項の規定により優良工事推薦内申書の提出があったときは、当該申請書の審査及び現地調査等により、優良工事を選定するものとする。

2 審査委員会は、優良工事を選定したときは、速やかに審査経過及び結果を市長に報告するものとする。

(優良工事の決定)

第8 市長は、審査委員会の報告に基づき、優良工事を決定するものとする。

(表彰の取消し)

第9 会計局長は、優良工事が決定した後で、第5の失格事項が発生したときは、直ちに審査委員会及び市長に報告するものとする。

2 市長は、会計局長の報告に基づき、表彰の取消しを決定するものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。